

0990

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第二千三百十九號

昭和十一年五月一日(金)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房機密第一一五三號

昭和十一年五月一日

海軍大臣

内令提
要登載

各鎮守府司令長官殿

練習艦艇配當ノ件中改正ノ件訓令

昭和十年官房機密第二六一〇號中左ノ通改正ス

昭和十二(教育)年度練習艦艇配當表中

海軍砲術學校	
海軍水雷學校	
海軍通信學校	比叡
海軍工機學校	木曾
横須賀海軍航空隊	嚴島
海軍航海學校	第三驅逐隊
	春日

海軍砲術學校	
海軍水雷學校	
海軍通信學校	比叡
海軍工機學校	木曾
横須賀海軍航空隊	嚴島
海軍航海學校	第三驅逐隊
	春日

改ム

(昭和十一年十一月十五日公報(部内限)参照)

官房第二〇二六號

昭和十年官房第二〇二六號ニ

當分ノ間海軍會計規程第三十九條ノ規定ニ拘ラズ第十

二驅逐隊所屬驅逐艦白雲ノ經費支拂ノ爲同隊附主計科

士官ヲ資金前渡官吏ト定ム

○

本年官房第一八五號ハ之ヲ廢止ス

海軍大臣

海軍公報(部内限) 第二千三百十九號

昭和十一年五月一日

三三二

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十號

昭和十一年五月二日(土)

海軍大臣官房

○ 雜 款

○ 郵便物發送先

第二十一水雷隊(千鳥、友鶴、初雁、真鶴)宛

五月三 日迄ニ到達見込ノモノハ 號

其ノ後ハ 新舞鶴

○ 郵便物發送先變更(四月六日)

第二航空戰隊司令部、軍艦加賀、第二十九驅逐隊、
驅逐艦疾風宛

五月五 日迄ニ到達見込ノモノハ 宮崎縣細島

同 九 日迄ニ 同 吳

同 十五 日迄ニ 同 大分縣佐伯

其ノ後ハ 第二艦隊司令部ニ同ジ

驅逐艦追風宛

五月五 日迄ニ到達見込ノモノハ 大分縣佐伯

其ノ後ハ 第二航空戰隊司令部ニ同ジ

○ 書類發送先

當隊(波風、沼風、野風、神風)五月下旬ヨリ九月上

旬ニ亘ル期間堪察加方面警備ニ從事セシメラル豫定
ニ有之候處其ノ間各艦ハ全ク分離行動ヲナスニ付從來
一括送付ヲ受ケタル書類ハ該期間凡テ各艦別ニ御送付
ノコトニ御取計ヲ得度

追テ所轄長宛書類ニシテ各艦ニテ關係アリト認メラ
ル書類ハ各艦宛寫ヲ御送付相成度
(第一驅逐隊)

海軍公報(部内限) 第二千三百二十號 昭和十一年五月二日

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十一號

昭和十一年五月四日(月)

海軍大臣官房

○ 辭 令

海軍大佐 山本 弘毅 (艦本)
 同 三川 軍一 (霧島)
 同 清水 巖 (艦本)
 海軍中佐 栗屋 眞 (航本)
 同 森野 草六郎 (佐艦)
 同 土井 高 (艦本)
 同 松尾 實 (同)
 海軍少佐 松本 龜太郎 (霧島)
 同 川崎 晴實 (同)
 同 人見 錡一郎 (軍令)
 同 松村 翠 (軍務)
 海軍大尉 遠藤 谷司 (霧島)
 海軍機關大佐 山口 信助 (艦本)
 海軍機關中佐 島本 万太郎 (同)
 同 鹽谷 儉 (霧島)

(各通)

○ 雜 款

同 早川 倉治 (佐艦)
 同 藤井 芳郎 (艦本)
 海軍機關少佐 今田 乾吉 (軍務)
 同 小山 敏明 (佐鎮)
 海軍造船大佐 村上 義次 (艦本)
 海軍造船少佐 小堀 龍造 (佐廠)
 軍艦務局審議委員ヲ命ス(海軍艦政本部)

○ 軍艦大井行動豫定

地名 着 五月 發

吳地	五月 一日	五月 一日
江田内	五月 二日	五月 二日
小部灣	五月 二日	五月 二日
小豆島	五月 四日	五月 四日
神戶	五月 七日	五月 七日
高松	五月 九日	五月 九日
長濱	五月 十一日	五月 十一日

海軍公報(部内限) 第二千三百二十一號

昭和十一年五月四日

二二五

0995

海軍公報（部内限）第二千三百二十一號
昭和十一年五月四日

三二七

海軍公報 (部内限) 第二千三百二十一號
 昭和十一年五月四日
 三三八

(The main body of the page contains dense, mostly illegible Japanese text, likely a military report or official communication. The text is arranged in vertical columns, typical of traditional Japanese documents.)

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十二號

海軍大臣官房

昭和十一年五月五日(火)

○令 達

官房機密第一一八三號

昭和十七年機密第二四九〇號
ニテ本號廢止

對正十五年官房第一一〇〇號ノ外左記ノ通馬公及旅順

ニ於テ兵器ノ一部ヲ供給セシム

昭和十一年五月五日

海軍大臣

一、開始時期 昭和十一年六月一日

二、供給所 馬公要港部附屬倉庫、旅順海軍無線電信所

三、供給取扱者 在馬公及在旅順佐世保海軍軍需部兼務部員

四、受給者 主トシテ該方面ノ警備艦及最寄部隊

五、取扱規程 補給用兵備品取扱規程ヲ準用ス

六、供給兵器ノ備品ノ品名、數量ニ關シテハ海軍省軍需局長ヲシテ佐世保海軍軍需部長

官房第二〇八七號
海軍少尉候補生ニシテ海軍少尉候補生航空術講習規程ニ依リ講習ノ爲海軍練習航空隊ニ派遣セララル場合ハ旅費支給上赴任旅行ト看做ス但シ日當、宿泊料及食卓料ハ別表ニ依リ支給シ赴任手當及移轉料ハ之ヲ支給セズ講習ヲ了ヘ復歸スル場合ノ旅行ニ付亦同シ

昭和七年官房第七八三號ハ之ヲ廢止ス

昭和十一年五月五日

海軍大臣

昭和三十四年四月一日官房機密第四四六號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

ニ通牒セシム

消耗品ニ關シテハ日當必要トスルモノノ一部トシ其ノ種類、數量ハ佐世保海軍軍需部ト兩部協議ノ上適宜決定スルモノトス

海軍公報(部内限) 第二千三百二十二號

昭和十一年五月五日

二二九

(別表)

日	當	宿泊料	食卓料
艦船便乗中	内地	内地	
一〇〇	一八〇	三二〇	三八〇
二〇〇	二二〇	三三〇	一四〇

○通牒

航本機密第八〇一號

昭和十一年五月四日

海軍航空本部長

各海軍航空隊司令
各飛行機搭載艦艦長 殿

飛行機、射出機補用品使用月報ニ

關スル件通牒

首題ノ件補給計畫上必要ニ付昭和十一年四月分ヨリ左
記様式ニ依リ毎月月頭前月分ノモノヲ調査ノ上十五日
迄ニ當部ニ到着スル様通報スルト同時ニ寫一道所管軍
需部ニ送付方取計相成度

記

(様式)

昭和 年 月 日

所 轄 名

海軍航空本部御中

飛行機、射出機、補用品使用月報(月分) 機體 發動機 裝備兵器ノ部

射出機

品名	數稱	(定數) (貸與)	使用數	事由	記事

備考

- 一、機體、發動機、裝備兵器、射出機ノ部ニ區分シ各別紙ニ記註ノコト
- 二、本月報ハ機體、發動機及射出機ノ一部ニシテ消耗品ニアラザル部分竝ニ飛行機裝備兵器ノ換裝セルモノニ對シ記註スルモノトス
- 三、事由欄ニハ使用ニ至リタル理由ノ概要ヲ記註スルモノトス
- 四、記事欄ニハ換裝セル舊部品ノ處置、其ノ他器材準

備上參考トナルベキ事項ヲ記註ノコト
 五、定數又ハ貸與ナキモノハ該欄ハ空欄トスルコト
 六、品名ニテ不確實ナルモノハ部品番號ヲ併記ノコト

○雜款

舞鶴	東岩瀬	七尾	宇津	澤根	新湊	舞鶴
	五月十六日	五月十七日	五月十八日	五月十九日	五月二十日	五月二十三日
	發	發	發	發	發	發
	五月十五日	五月十七日	五月十八日	五月十八日	五月二十日	五月二十二日
	着	着	着	着	着	着

○郵便物發送先

第二十一水雷隊(千鳥、友鶴、初雁、真鶴)宛
 五月十六日迄ニ到達見込ノモノハ

同 二十一日迄ニ同 富山縣東岩瀬
 其ノ後ハ 新湊市 新舞鶴

旋轉式補助機械及同關聯
裝置ニ就テ
海軍機關大尉 橋 秀雄

一、結核性の部疾患ノ早期發見方法ニ關スル研究
ノ體型ニ關スル研究
因ル證重消長ノ醫學的考察
海軍軍醫少佐 永山千代作

〔附〕

左ノ對策ハ優秀ナルモノト認ム
分隊長ノ部下指導 海軍機關少佐 清水晋太郎
佐世保鎮守府管下ニ於ケル死亡セル特務士官准士官ニ關スル統計的觀察 海軍軍醫大尉 濱田 司

官房機密第一一九三號

昭和十一年五月六日

海 軍 大 臣

所屬長官殿

考課表、拔擢名簿及候補名簿ノ取扱ニ

關スル件訓令

昭和十一年度士官、特務士官及准士官ノ考課表、拔擢名簿及候補名簿ノ取扱ニ關シ左ノ通心得ベシ

記

一、定期考課表ハ海軍考課表規則第四條ノ規定ニ拘ラ

ズ左ノ期日ニ於テ之ヲ調製、進達及移牒スベシ

官 別	期 日	任 用 進 級 候 補 名 簿 調 製 期 日	在 籍 鎮 守 府 司 令 長 官 進 達 (移 牒) 期 日	海 軍 大 臣 進 達 期 日
士 官	七月一日	七月十日		七月二十日
特 務 士 官	七月十日		七月二十日	
准 士 官	七月十日			

二、演習ノ爲臨時ニ編成セラルル部隊ニ勤務スル者ノ考課表調製ニ關シテハ努メテ海軍考課表規則第六條第一項ノ規定ヲ勵行シ大演習終結迄ニ到達スル如ク順序ヲ經テ（固有ノ所屬ヲ經由セズ）進達又ハ移牒スベシ

前項ニ依ル考課表ノ調製ニ關シ海軍考課表規則第十二條ノ規定ハ之ヲ臨時編制部隊ニ準用ス
三、拔擢名簿及候補名簿ハ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ拘ラズ左ノ通取扱フベシ但シ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ依ルトキハ任用進級資格ヲ有スルモ本項ニ依ル取扱ノ結果之ヲ失フ者ニ對スル實役停年計算期日ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ本項所定ノ拔擢名簿調製期日現在ノ勤務ガ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ依ル實役停年計算期日迄繼續ス

<p>ルモノトシテ實役停年ヲ計算シ拔擢名簿及候補名簿ニ其ノ旨附記スベシ</p>	<table border="1"> <tr> <th>任前 職務 人 名</th> <th>期日 期限</th> <th>實役停年 計算期日</th> <th>拔擢名簿 調製期日</th> <th>候補名簿調製 官選送(移 替)期限</th> <th>海軍大臣ニ進 達期限</th> </tr> </table>	任前 職務 人 名	期日 期限	實役停年 計算期日	拔擢名簿 調製期日	候補名簿調製 官選送(移 替)期限	海軍大臣ニ進 達期限	<table border="1"> <tr> <td>佐官尉官</td> <td>六月三十日</td> <td>七月一日</td> <td>七月十日</td> <td>七月二十五日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特務士官</td> <td>七月十日</td> <td>七月十二日</td> <td>七月二十日</td> <td>八月二十日</td> <td></td> </tr> </table>	佐官尉官	六月三十日	七月一日	七月十日	七月二十五日		特務士官	七月十日	七月十二日	七月二十日	八月二十日		<p>○通牒</p> <p>海人機密第一號ノ八五 昭和十一年五月六日</p> <p>海軍省人事局長</p> <p>拔擢名簿調製官殿 士官増俸拔擢名簿調製ニ關スル件申進</p> <p>本年特別大演習臨時編制部隊ニ勤務スル士官ニシテ海軍武官増俸規則第十三條第一項ニ該當スルモノノ増俸拔擢名簿ニ同條第二項ノ規定ニ依リ固有ノ所屬ニ於テ之ヲ調製具申スルモノト了知相成度爲念</p>	<p>○辭令</p>	
任前 職務 人 名	期日 期限	實役停年 計算期日	拔擢名簿 調製期日	候補名簿調製 官選送(移 替)期限	海軍大臣ニ進 達期限																		
佐官尉官	六月三十日	七月一日	七月十日	七月二十五日																			
特務士官	七月十日	七月十二日	七月二十日	八月二十日																			
<p>海軍中佐 川畑 正治 軍令部出仕海軍機關少佐 吉田 正臣 海軍大學校長ノ承命服務ヲ解ク(五月軍令部)</p>	<p>○雜款</p> <p>○軍艦駒橋行動豫定</p> <table border="1"> <tr> <td>横須賀地</td> <td>五月二十五日</td> <td>五月七日</td> </tr> <tr> <td>作業地</td> <td>五月二十日</td> <td>三十一日</td> </tr> <tr> <td>青森地</td> <td>六月二十二日</td> <td>六月二十二日</td> </tr> <tr> <td>作業地</td> <td>七月十九日</td> <td>七月二十五日</td> </tr> <tr> <td>大湊地</td> <td>八月十六日</td> <td>八月十八日</td> </tr> <tr> <td>作業地</td> <td>八月十八日</td> <td>二十四日</td> </tr> <tr> <td>横須賀地</td> <td>九月十六日</td> <td></td> </tr> </table>	横須賀地	五月二十五日	五月七日	作業地	五月二十日	三十一日	青森地	六月二十二日	六月二十二日	作業地	七月十九日	七月二十五日	大湊地	八月十六日	八月十八日	作業地	八月十八日	二十四日	横須賀地	九月十六日		<p>○軍艦大井行動豫定變更(五月四日本閣參照)</p>
横須賀地	五月二十五日	五月七日																					
作業地	五月二十日	三十一日																					
青森地	六月二十二日	六月二十二日																					
作業地	七月十九日	七月二十五日																					
大湊地	八月十六日	八月十八日																					
作業地	八月十八日	二十四日																					
横須賀地	九月十六日																						

海軍公報(部内限)第二千三百二十三號

昭和十一年五月六日

二三五

海軍公報(部内限)第二千三百二十三號 昭和十二年五月六日

二三六

<p>○郵便物發送先 軍艦駒橋宛</p> <p>五月三十日迄ニ到達見込ノモノハ 六月二十一日迄ニ同 同 二十七日迄ニ同 七月二十四日迄ニ同 八月十七日迄ニ同</p> <p>大 劍 青 大 劍 湊 路 森 湊 路</p>	<table border="1"> <tr> <td>吳</td><td>小</td><td>小</td><td>神</td><td>高</td><td>長</td><td>安</td><td>江</td><td>吳</td><td>江</td><td>安</td><td>江</td><td>赤</td><td>今</td><td>廣</td><td>江</td><td>吳</td> </tr> <tr> <td>部</td><td>島</td><td>豆</td><td>戶</td><td>松</td><td>濱</td><td>庄</td><td>下</td><td>田</td><td>内</td><td>庄</td><td>内</td><td>部</td><td>部</td><td>灣</td><td>島</td><td>田</td> </tr> <tr> <td>二</td><td>三</td><td>四</td><td>七</td><td>九</td><td>一</td><td>二</td><td>二</td><td>八</td><td>八</td><td>九</td><td>十</td><td>十</td><td>十</td><td>十</td><td>十</td><td>十</td> </tr> <tr> <td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td> </tr> <tr> <td>二</td><td>三</td><td>四</td><td>七</td><td>九</td><td>一</td><td>二</td><td>二</td><td>八</td><td>八</td><td>九</td><td>十</td><td>十</td><td>十</td><td>十</td><td>十</td><td>十</td> </tr> <tr> <td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td> </tr> </table>	吳	小	小	神	高	長	安	江	吳	江	安	江	赤	今	廣	江	吳	部	島	豆	戶	松	濱	庄	下	田	内	庄	内	部	部	灣	島	田	二	三	四	七	九	一	二	二	八	八	九	十	十	十	十	十	十	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	二	三	四	七	九	一	二	二	八	八	九	十	十	十	十	十	十	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	<p>○郵便物發送先變更(五月四日) 軍艦大井宛</p> <p>五月八日迄ニ到達見込ノモノハ 同 十七日迄ニ同 同 二十一日迄ニ同 其ノ後ハ</p> <p>高 松 吳 兵 庫 縣 赤 穂 吳</p> <p>同 二十三日迄ニ同 其ノ後ハ</p> <p>兩 須 賀 館 橫 須 賀 館</p>
吳	小	小	神	高	長	安	江	吳	江	安	江	赤	今	廣	江	吳																																																																																								
部	島	豆	戶	松	濱	庄	下	田	内	庄	内	部	部	灣	島	田																																																																																								
二	三	四	七	九	一	二	二	八	八	九	十	十	十	十	十	十																																																																																								
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																								
二	三	四	七	九	一	二	二	八	八	九	十	十	十	十	十	十																																																																																								
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																																																																								

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十四號

海軍大臣官房

昭和十一年五月七日(木)

○令達

官房第一五四〇號ノ三

昭和十一年度歳出科目中左ノ通追加ス

昭和十一年四月二十四日

海軍大臣

特別會計

款

項

日

解

疏

會計科目
電信略號

海軍火藥廠
作業費

(俸給)

×賞與

キラ

○通牒

教育第四三號ノ一〇

昭和十一年五月四日

海軍省教育局

關係各廳御中

無線電信遠距離受信檢定成績調査資料
ノ件通知

昭和十一年四月第十回無線電信遠距離受信檢定信文送
信要目左記ノ通

記

番號	信文	軍艦妙高送信	信文修正
一	四月九日 午後一時〇分	八六	
二	同 一時 六分	八六	
三	同 一時 九分	八六	
四	同 一時 十三分	八六	
五	同 二時 十七分	八六	
六	同 二時 二十一分	八六	

海軍公報(部内限) 第二千三百二十四號

昭和十一年五月七日

二三七

七同	一時二十四分	八六	○當隊戰技關係委員及視察、見學者送迎交通便左ノ通 交通便(艦)名 月 日 時刻 場所 時刻 場所 番號(豫) 備)
八同	一時二十六分	八六	
九同	一時二十九分	八六	
一〇同	一時三十三分	八六	
一一同	一時三十六分	八六	
一二同	一時四十分	八六	
一三同	一時四十四分	八六	
一四同	一時四十八分	八六	
一五同	一時五十三分	八六	
一六同	一時五十五分	八六	
備考	一天 候 濃霧アリ		
○雜款			
○郵便物發送先			
八	第一水雷戰隊ノ一驅逐艦	同 二十七日	〇九〇〇 宿毛 佐伯
七	第一水雷戰隊ノ一驅逐艦	同 二十三日	〇九〇〇 宿毛 佐伯
六	鳴 戸	同 十九日	〇六〇〇 徳山 宿毛
五	鶴 見	同 十四日	午後 佐伯 宿毛
四	第二十九驅逐隊ノ一艦	五月十三日	二三〇〇 宿毛 佐伯
三	鶴 見	同 右	〇八三〇 宿毛 佐伯
二	第二十九驅逐隊ノ一艦	同 十三日	朝 佐伯 三〇迄 宿毛
一	第五驅逐隊ノ一艦	五月十一日	夕 有明灣 三〇迄 宿毛
横須賀防備戰隊司令部、軍艦駿島、第一掃海隊(掃六、掃五、掃二、掃三、掃一、掃四)、第九潜水隊(伊三三、伊三四)宛 五月 十日迄 到達見込ノモノハ 横須賀 同 十五日迄 同 鳥羽 其ノ後ハ 横須賀			

- 一、戦技進捗状況ニ依リ交通便ヲ變更スルコトアルベシ
 - 二、天候其ノ他ノ状況ニ依リ使用艦艇ヲ變更スルコトアリ又豫定ノ外佐伯、宿毛間ニ汽動艇ヲ往復セシムルコトアルベシ
 - 三、發着場所左ノ通
宿毛灣 長門錨地附近 徳山ハ燃料廠棧橋
佐伯灣ハ佐伯航空隊前錨地(陸上トノ交通ハ航空隊棧橋)トス
 - 四、五月二十一日施行豫定ノ戦技視察見學者ハ出港時刻ノ關係上同二十日午前中ニ乗艦ノコト
- (聯合艦隊司令部)

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十五號

昭和十一年五月八日(金)

海軍大臣官房

○通牒

教育第四三號ノ一二

昭和十一年五月四日

海軍省 教育局

關係各應御中

無線電信遠距離受信檢定成績調査資料

ノ件通知

昭和十一年四月第十二回無線電信遠距離受信檢定信文

送信要目左記ノ通

記

番號	送信日	時	速度(分間)	信文修正
一	四月二十三日	午後一時二分	八五	本文八十四字目不正
二	同	一時六分	八六	本文四十八字目「ヒ」ヲ「ニ」ト送信ス
三	同	一時十一分	八六	
四	同	一時二十四分	八六	本文七字目不正、同六十字目「ク」ヲ「ツ」ニ、同六十一字目「ミ」ヲ「ム」ト送信ス
五	同	一時三十四分	八四	本文六十八字目「三」ヲ「ノ」ト送信ス
六	同	一時三十九分	八四	本文四字目「ユ」ヲ「ヌ」ト送信ス
七	同	一時四十三分	八六	
八	同	一時四十七分	八五	
九	同	一時五十分	八六	
一〇	同	一時五十二分	八五	
一一	同	一時五十六分	八六	本文七十二字目「テ」ヲ「エ」ト送信ス
一二	同	一時五十九分	八五	
一三	同	二時三分	八七	
一四	同	二時六分	八五	受信日時分「〇二四二」ニ送信、本文五十九字目不正

海軍公報(部内限) 第二千三百二十五號

昭和十一年五月八日

二四一

一七	同	二時	八分	八五
備	一	天	候	曇
考	一	タナ	四、タナ	五 取消

○ 辭令

海軍技術會議員海軍大佐 大野 一郎
 海軍艦政本部技術會議員ヲ命ス
 海軍航空本部技術會議員ヲ命ス(海軍省)

○ 雜款

○ 吳警備戰隊司令部、軍艦長鯨行動豫定

地名	着	發
吳	五月二十日	五月十九日
下津井	二十一日	二十一日
牛窓	二十二日	二十二日
甲子園	二十三日	二十三日
大坂	二十八日	二十八日
岸和田	二十九日	二十九日
吳	三十日	

○ 郵便物發送先

吳警備戰隊司令部、軍艦長鯨宛
 五月十八日迄ニ到達見込ノモノハ
 同 二十一日迄ニ同
 同 二十七日迄ニ同
 其ノ後ハ
 吳 岡山縣牛窓
 大 阪
 吳

(限 内 部) 1009

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十六號

昭和十一年五月九日(土)

海軍大臣官房

○ 雜 款

○第二十一驅逐隊(子日)行動豫定

地名 着

佐世保 五月十日

宿毛 五月十日

發 五月九日

○郵便物發送先

第九驅逐隊(夕暮)宛

當分ノ間

横須賀

驅逐艦子日宛

自今

第一水雷戰隊司令部ニ同ジ

海軍公報(部内限) 第二千三百二十六號

昭和十一年五月九日

二四三

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十七號

海軍大臣官房

昭和十一年五月十一日(月)

○通牒

經契第三號ノ三〇二

昭和十一年四月一日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

テユラルミン材(板、線及棒)購買合併

契約ノ件通牒

首題ノ件ニ關シ昭和三年三月二十六日附官房第一〇六八號決議ニ基キ左記ノ通住友金屬工業株式會社、古河電氣工業株式會社、株式會社神戸製鋼所ト契約締結致シ候條左記ニ依リ處理相成度

記

契 約 書

海軍省經理局長村上春一(以下甲ト稱ス)、ハ海軍航空機用テユラルミン材中帶板ヲ除ク、板、線及棒(以下本品ト稱ス)ニ就キ昭和十一年四月一日ヨリ同十二年

三月三十一日迄ニ註文スルモノノ供給ニ關シ住友金屬工業株式會社專務取締役古川俊之助、株式會社神戸製鋼所取締役社長田宮嘉右衛門、古河電氣工業株式會社取締役社長中川末吉(以下乙ト稱ス)ト契約スルコト左ノ如シ

第一條 乙ハ昭和十一年四月一日以降昭和十二年三月三十一日ニ至ル間ニ於ケル海軍航空廠、佐世保海軍工廠並ニ廣海軍工廠(以下丙ト稱ス)ノ註文ニ依リ本品ヲ供給スルモノトス

第二條 本品單價ハ別表ノ通り「ベース」値及値増ヨリ成リ納入地(内地ニ限ル)迄ノ運賃其ノ他納入ニ要スル一切ノ費用ヲ含ムモノトス、鍛造品、加工品又ハ特殊寸度ノモノ等別表單價ニ依リ難キモノアルトキハ其ノ都度丙ガ直接契約スルモノトス

第三條 本品ハ海軍造船造兵主要材料試験検査規則航空機之部第六章所定ノ規格ニ適合スルヲ要ス

第四條 丙本品ノ供給ヲ受ケントスルトキハ其ノ品

海軍公報(部内限) 第二千三百二十七號

昭和十一年五月十一日

三四五

名、寸度、數量、納期、納入場所其ノ他必要事項ヲ記載シタル註文書（様式甲）武通ヲ作製シ壹通ヲ直接乙ニ他ノ壹通ヲ監督官ニ送付スルモノトス。但シ納期ハ註文書乙ニ到達後凡ソ壹箇月以上ノ餘裕アル如ク取計フモノトス

第五條 乙ハ前條註文書ヲ受領シタルトキハ購買番號、單價、代價、其ノ他必要ナル事項ヲ記載セル明細書ヲ附シタル承諾書（様式乙）ヲ監督官ヲ經テ丙ニ提出スルモノトス

第六條 乙ハ供給スベキ本品ノ製造工事ニ就テハ總テ海軍監督官ノ監督検査ヲ受クルモノトス
前項ノ場合丙ハ監督検査委託ノ手續ヲ要セザルモノトス

第七條 本品納入地ニ到達シタルトキハ受領者ハ必要ト認ムル検査ヲ行ヒ之ガ引渡ヲ受クルモノトス

第八條 本品引渡後壹箇年以内ニ有害ナリト認ムル瑕疵ヲ發見シタルトキハ乙ハ丙ノ要求ニ依リ其ノ指定期限内ニ無償ニテ之カ引換ヘ又ハ修理ヲ爲スモノトス

第九條 乙ハ本品ノ納入ヲ終リタルトキハ内譯明細書ヲ附シタル代金請求書ヲ註文者ニ提出スルモノトス

分割納入ノ場合ニ在リテハ前項ニ準ジ請求書ヲ提出スルモノトス

第十條 官ニ納入シタル本品代價ハ前條ニ依リ代金請求書受理後十五日以内ニ當該支出官ニ於テ支拂フモノトス

第十一條 乙ハ當該支出官ノ承諾ヲ受クルニ非ザレバ本契約ニ因リテ生ズル官ニ對スル債權ヲ第三者ニ讓渡セザルモノトス

第十二條 甲ハ必要ト認ムル場合ニハ甲ノ指定スル官吏ヲシテ本品ノ原價ヲ調査セシムルコトアルヘシ
此ノ場合乙ハ官ニ於テ必要ト認ムル資料ヲ提出スルモノトス

第十三條 乙ハ本契約ニ關シテハ軍事上ノ秘密ヲ嚴守スルノ義務アルモノトス

第十四條 本契約ニ定ムルモノノ外ハ海軍契約規程並ニ海軍契約規程施行手續ニ依ルモノトス
右契約ヲ證スル爲本書武通ヲ作り各自記名捺印シテ各共壹通ヲ保有ス

昭和十一年四月一日

海軍省經理局長 村上春一
大阪市此花區島屋町五十六番地

<p>住友金屬工業株式會社 專務取締役 古田俊之助 神戸市葺合區脇濱町一丁目三十一番地 株式會社神戸製鋼所 取締役社長 田宮嘉右衛門 東京市日本橋區室町二丁目八番地 古河電氣工業株式會社 取締役社長 中川末吉 (別紙様式二葉添) (別表四葉添)</p>	<p>○ 辭 令</p> <p>海軍少佐 菊岡徳次郎(佐 鎮) 驅逐艦白露審議委員ヲ命ス 海軍少佐 山下 榮 驅逐艦白露審議委員ヲ免ス(以上胡海軍軍艦政本部)</p>
<p> </p>	

海軍公報(部内限) 第二千三百二十七號 昭和十一年五月十一日

別表第一

海軍航空機用デュラルミン材價格表

種 別	Base 値 (疋=付四)	備 考
大 板	一般寸度 5.40	特定標準寸度ヲ下記ノ通り特定シ之ガ價格ハ下記特定價格ニ依ル ◎大 板 耗 疋=付四 0.5 × 1,000 × 2,000 5.95 0.6 × " × " 5.35 0.7 × " × " 5.05 0.8 × " × " 4.90 1.0 × " × " 4.85 1.2 × " × " 4.80 1.4 × " × " 4.80 1.6 × " × " 4.80 2.0 × " × " 4.65 ◎小 板 0.5 × 600 × 2,000 5.10 0.6 × " × " 5.00 0.8 × " × " 4.90 1.0 × " × " 4.80 1.2 × " × " 4.70
	標準寸度 4.45	
小 板	一般寸度 5.20	
	標準寸度 4.60	
棒	一般寸度 5.10	
	標準寸度 4.65	
線	一般寸度 6.70	
	標準寸度 /	

(昭和十一年五月十一日公報(部内限)別紙)

別表第二

デュラルミン大板値増表

厚 m/m以上	巾×長		m/m		備	考
	1000×2000 (庇=付圓)	1220×2440 (庇=付圓)	1525×3050 (庇=付圓)			
0.5	1.50	3.00			1. 本表ハ帯板及小板=屬セザルモノ=適用ス 2. 長サ 300 _{m/m} ヲ増ス毎= 庇=付 至 0.3 値増ノコト 3. 本表=記載ナキ中間幅寸度品ハ本表ノ近キモノヲ適用ス	
0.55	1.10	2.50				
0.6	.90	2.00				
0.7	.60	1.60				
0.8	.45	1.20	3.00			
0.9	.40	.90	2.30			
1	"	.80	1.80			
1.2	.35	.70	1.50			
1.5	"	.60	1.20			
1.7	.30	.55	1.00			
1.8	"	.45	.80			
2	.20	.40	.70			
3	"	.35	.60			
4	Base	.30	.50			
5	.30					
13	.40					
16	.50					
19	.60					
22	.70					
25	.80					

◎ 本表記載以外ノ寸度品ニテモ製造可能ノモノハ註文差支ナシ

(昭和十一年五月十一日公報(部内限)別紙)

1015

別表第三

デュラルミン小板値増表

厚 _{m/m} 以上	厚 _サ 上 _リ (註=付圖)	巾 上 _リ	備 考
		600 _{m/m} 以下 =Base	本表ハ (厚 0.3 _{m/m} 以上 3 _{m/m} 以下) 幅 700 _{m/m} 以下 長 2000 _{m/m} 以下 } =適用ス
0.3	.80	700 _{m/m} 以下 = ¥.10	
0.4	.60		
0.5	.50		
0.6	.40		
0.8	.30		
1	.20		
1.2	.10		
1.5-3	Base		

◎本表記載以外ノ寸度品ニテモ製造可能ノモノハ注文差支ナシ

(昭和十一年五月十一日公報(部内限)別紙)

別表第四

海軍航空機用アルミニウム棒、線値増表

種別 徑 _m / ^m	丸棒 (既=付圓)	種別 徑 _m / ^m 以上	丸線 (既=付圓)	備考
10—13	1.5			1. 本表=於テ棒トハ丸棒、六角棒、平角棒=限ルモノトス 2. 丸棒ノ特定標準寸度ヲ下記ノ通特定シ之ガ價格ハ下記特定價格=依ル(既=付圓) 徑 10 _m / ^m ¥ 6.15 12 " " 14 " 5.65 16 " " 20 " 5.15 22 " " 25 " 4.65 30 " " 35 " " 40 " " 45 " " 50 " " 55 " 5.15 60 " 5.65 65 " 6.15 70 " " 75 " " 80 " 6.65 90 " " 100 " "
14—16	1.0	2.0	6.00	
17—24	0.5	2.5	5.00	
25—50	Base	3.0	3.00	
51—57	0.5	3.5	2.00	
58—64	1.0	4.0	"	
65—76	1.5	5.0	1.00	
77—100	2.0	6.0—8.0	0.50	
101—110	2.5	9.0	Base	
111—120	3.0			
121以上	徑15 _m / ^m (又ハ未滿) 每=¥0.50増			
◎六角棒、平角棒ハ相當寸度ノ丸棒ヨリ ¥0.50増ノコト				

◎本表記載以外ノ寸度品=テモ製造可能ノモノハ差支ヘナシ

(昭和十一年五月十一日公報(部内限)別紙)

1016

1017

様式甲

番 號

昭和 年 月 日

發 註 元 名

會 社 御 中

海軍航空機用デュラルミン材註文書

購買番號		納入場所	
用途		納期	

品 名	寸 度	數 量	單 價	代 價	記 事

(昭和十一年五月十一日公報(部内限)別紙)

1018

様式乙

監督官經由

番 號

昭和 年 月 日

受 註 會 社 名

註 文 先 御中

海軍航空機用デュラルミン材注文承諾書

東監(阪監)番號

購 買 番 號		納 期	
註 文 年 月 日			
用 途		納 入 場 所	

品 名	寸 度	數 量	單 價	代 價	記 事
			円	円	

備考 指定納期內ニ引受ケ難キトキハ希望納期ヲ納期欄ニ記入スルト共ニソノ理由符箋ノコト

(昭和十一年五月十一日公報(部内限)別紙)

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十八號

昭和十一年五月十二日(火)

海軍大臣官房

○ 辭 令

海軍技術會議議員海軍機關少佐 松尾 祐一

海軍艦政本部技術會議議員ヲ命ス

海軍航空本部技術會議議員ヲ命ス(海軍省)

海軍豫備少尉 森田 定平

右勤務召集ヲ解除ス(海軍省)

海軍公報(部内限) 第二千三百二十八號

昭和十一年五月十二日

二四九

海軍公報(部内限)附録

海軍大臣官房

昭和十一年五月十二日(火)

昭和十一年三月中ニ於ケル艦船恩給年加算始終期左ノ通

(海軍省軍務局)

勝力	駒橋	能登呂	夕張	球磨		艦船名	加算始終期(左)右	著地名	行先	任務	加算率		記事
				年	月						日	恩給(月)	
一		一											
三	三	三	三	三	三	旅順							
三	三〇	一三	一二	二〇	一七	同							
吳	横須賀	高雄	基隆			秦皇島							
		支那海				外國鎮戍							
		遠洋航海											
		三分ノ											

海軍公報(部内限)附録

菊、葵、萩	早苗	吳若竹	太刀風	帆秋風	羽風	汐風	春日
三三 二七	三三 一七	三三 一七	三三 二八	三三 二六	三三 二六	三三 二五	三三 二六
同	馬公	馬公	ヨリ	馬公	馬公	館山	徳山
威海衛	厦門		ブラタス島	支那海	厦門	汕頭	南洋
同	外國鎮戍		外國鎮戍	遠洋航海	同	同	遠洋航海
同	一月半		一月半	三分ノ月	同	同	三分ノ月
同上	同上		同上		同上		

海軍公報 (部内限) 附録

愛 宕	大 泊	隠 戸	佐 多	襟 裳	刈 萱	美 蓉	朝 顔
.....
一 二
三	三	三	三	三	三	三	三
九	九	八	一七	一九	一 二	六	一〇
.....	劍 路	吳	鎮 海	吳	基 隆	馬 公	基 隆
.....	北米沿岸	福 州
(聯合艦隊)	遠洋航海	外國鎮戍
.....	三分ノ一 月	一月半
.....	同上
一年未滿

海軍公報

(部内限) 第二千三百二十九號

昭和十一年五月十三日(水)

海軍大臣官房

○通牒

教育第四三號ノ二三

昭和十一年五月十一日

海軍省教育局

關係各應御中

無線電信遠距離受信檢定成績調査資料

ノ件通知

昭和十一年四月第十三回無線電信遠距離受信檢定信文

送信要目左記ノ通

記

信文

東京海軍無線電信所 送信

番號

送信日時

速度(一分間)

信文修正

一

五月七日

午後一時二分

九五

二

同 一時四分

九六

三同 一時七分

九五

四同 一時九分

九五

五同 一時十一分

九五

六同 一時十四分

九五

七同 一時十七分

九五

八同 一時十九分

九五

九同 一時二十二分

九五

一〇同 一時二十五分

九四

本文二語目「/」ヲ
「」ニ送信ス

一一同 一時二十八分

九五

一二同 一時三十分

九五

一三同 一時三十三分

九五

一四同 一時三十六分

九六

海軍公報(部内限) 第二千三百二十九號

昭和十一年五月十三日

二五一

考 一 送信状態 良好	備 一 天 候 雨後晴	一五 同 一時四十三分	九五
		一六 同 一時四十五分	九五

海軍公報(部内限) 第二千三百二十九號 昭和十一年五月十三日

二五二

海軍公報 (部内限) 第二千三百三十號

昭和十一年五月十四日(木)
海軍大臣官房

○通牒

經契第三號ノ三〇三

昭和十一年四月一日

海軍省 經理局長

關係各廳長殿

デユラルミン材(帶板、管、鋸及型材)

購買合併契約ノ件通牒

首題ノ件ニ關シ昭和三年三月二十六日附官房第一〇六八號決裁ニ基キ左記ノ通住友金屬工業株式會社ト契約締結致シ候條左記ニ依リ處理相成度

記

契 約 書

海軍省 經理局長村上春一(以下甲ト稱ス)ハ海軍航空機用デユラルミン材中帶板、管、鋸及型材(以下本品ト稱ス)ニ就キ昭和十一年四月一日ヨリ同十二年三月三十一日迄ニ註文スルモノノ供給ニ關シ住友金屬工業

株式會社專務取締役古田俊之助(以下乙ト稱ス)ト契約スルコト左ノ如シ

第一條 乙ハ昭和十一年四月一日以降昭和十二年三月三十一日ニ至ル間ニ於ケル海軍航空廠、佐世保海軍工廠並ニ廣海軍工廠(以下丙ト稱ス)ノ註文ニ依リ本品ヲ供給スルモノトス

第二條 本品單價ハ別表ノ通り「ベトス」値及値増ヨリ成リ納入地(内地ニ限ル)迄ノ運賃其ノ他納入ニ要スル一切ノ費用ヲ含ムモノトス鍛製品、加工品又ハ特殊寸度ノモノ等別表單價ニ依リ難キモノアルトキハ其ノ都度丙ガ直接契約スルモノトス

第三條 本品ハ海軍造船兵主要材料試驗檢査規則航空機之部第六章所定ノ規格ニ適合スルヲ要ス

第四條 丙本品ノ供給ヲ受ケントスルトキハ其ノ品名、寸度、數量、納期、納入場所、其ノ他必要事項ヲ記載シタル註文書(様式甲)貳通ヲ作製シ壹通ヲ直接乙ニ他ノ壹通ヲ監督官ニ送付スルモノトス

海軍公報(部内限) 第二千三百三十號 昭和十一年五月十四日

二五三

第五條 乙ハ前條註文書ヲ受領シタルトキハ購買番號、單價、代價、其ノ他必要ナル事項ヲ記載セル明載書ヲ附シタル承諾書(様式乙)ヲ監督官ヲ經テ丙ニ提出スルモノトス

第六條 乙ハ供給スベキ本品ノ製造工事ニ就テハ總テ海軍監督官ノ監督検査ヲ受クルモノトス
前項ノ場合丙ハ監督検査委託ノ手續ヲ要セザルモノトス

第七條 本品納入地ニ到達シタルトキハ受領者ハ必要ト認ムル検査ヲ行ヒ之ガ引渡ヲ受クルモノトス

第八條 本品引渡後壹箇年以内ニ有害ナリト認ムル瑕疵ヲ發見シタルトキハ乙ハ丙ノ要求ニ依リ其ノ指定期限内ニ無償ニテ之ガ引換ヘ又ハ修理ヲ爲スモノトス

第九條 乙ハ本品ノ納入ヲ終リタルトキハ内譯明細書ヲ附シタル代金請求書ヲ註文者ニ提出スルモノトス
分割納入ノ場合ニ在リテハ前項ニ準ジ請求書ヲ提出スルモノトス

第十條 官ニ納入シタル本品代價ハ前條ニ依リ代金請求書受理後十五日以内ニ當該支出官ニ於テ支拂フモノトス

第十一條 乙ハ當該支出官ノ承諾ヲ受クルニ非ザレバ本契約ニ因リテ生スル官ニ對スル債權ヲ第三者ニ讓渡セザルモノトス

第十二條 甲ハ必要ト認ムル場合ニハ甲ノ指定スル官吏ヲシテ本品ノ原價ヲ調査セシムルコトアルベシ
此ノ場合乙ハ官ニ於テ必要ト認ムル資料ヲ提出スルモノトス

第十三條 乙ハ本契約ニ關シテハ軍事上ノ秘密ヲ嚴守スルノ義務アルモノトス

第十四條 本契約ニ定ムルモノノ外ハ海軍契約規程並ニ海軍契約規程施行手續ニ依ルモノトス
右契約ヲ證スル爲本書試通ヲ作り各自記名捺印シテ各共壹通ヲ保有ス

昭和十一年四月一日

海軍省 經理局長 村上 春 一

大阪市此花區島屋町五十六番地

住友金屬工業株式會社

專務取締役 古田 俊之助

(別紙二葉添)
(別表五葉添)

○ 辭 令

海軍大佐 横山 徳治郎 (艦 本)
 同 吉良 俊一 (龍 驤)
 海軍少佐 村井 貞敏 (同)
 (各通) 海軍機關中佐 川岡 三十郎 (同)
 海軍機關少佐 石塚 正俊 (艦 本)
 海軍造船中佐 藁谷 英彦 (吳 廠)
 同 中村 小四郎 (艦 本)
 軍艦龍驤審議委員ヲ命ス
 海軍中佐 一宮 義之 (軍 令)
 軍艦霧島審議委員ヲ命ス
 海軍少佐 人見 録一郎
 軍艦霧島審議委員ヲ免ス (以上 海軍艦政本部)

海軍公報(部内限) 第二千三百三十號 昭和十一年五月十四日

別表第一

1028

海軍航空機用デュラルミン材價格表

種 別	ベ ー ス 値 (延=付四)
帯 板	5.15
管 { 一 般 標準寸度	9.60 9.10
鋳	9.00
型 材	8.50

- 備 考 1. 各値増ハ別表ニヨル
 2. 管ノ標準寸度及ソレニ對スル價格ハ左記ニヨル (價格算出ニツイテハ上表ト管値増表トヲ併セ參照ノコト)

管				管			
寸 度 (耗)			價 格 (延=付四)	寸 度 (耗)			價 格 (延=付四)
外 徑	厚	長		外 徑	厚	長	
8	0.6		17.10	25	1		11.10
8	0.8		15.10	25	1.2		11.10
8	1		13.10	25	1.6		10.10
10	0.6		16.10	30	1		10.60
10	0.8		14.10	30	1.6		9.60
10	1		12.10	30	2		9.10
12	0.6		15.10	35	1		10.60
12	0.8		13.10	35	1.6		9.60
12	1		11.10	35	2		9.10
14	0.6		15.10	40	1		10.60
14	0.8		13.10	40	1.6		9.60
14	1		11.10	40	2		9.10
16	0.6		14.10	45	1		10.60
16	0.8		12.60	45	1.6		9.60
16	1		11.10	45	2		9.10
20	0.6		14.10	50	1		11.10
20	1		11.10	50	1.6		10.10
25	0.6		13.60	50	2		9.10

(昭和十一年五月十四日公報(第内限)別紙)

別表第二

アルミニウム帯板値増表

厚 ^m / _m 以上	厚サ上リ (註=付同)	幅 上 リ (註=付同)	長 サ 上 リ (註=付同)	備 考
		50 ^m / _m 未滿 = ¥.50	5000 ^m / _m ヲ越ユルモノ ¥.40 5000 ^m / _m 以下 Base	本表ハ下記ニ適用ス 厚 6 ^m / _m 以下 幅 600 ^m / _m 以下 巾ノ五倍以上ニテ 長 2,000 ^m / _m ヲ超ユルモノ
0.25	1.30	100 ^m / _m ” = ¥.30		
0.3	1.10	100 ^m / _m 以上 } = ¥.10 400 ^m / _m 未滿)		
0.35	1.00			
0.4	.90	400 ^m / _m = Base		
0.5	.80			
0.6	.70			
0.8	.50	450 ^m / _m 以下 = ¥.10		
1	.20	500 ^m / _m 以下 = ¥.20		
1.2	.10			
1.4~6	Base	600 ^m / _m 以下 = ¥.30		

◎本表記載以外ノ寸度品ニテモ製造可能ノモノハ注文差支ナシ

(昭和十一年五月十四日公報(部内限)別紙)

別表第三

デュラルミン管値増表

(寸=付四)

1030 外徑 m/m以上	厚 ^m / _m 以上	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1	1.5	2	4	10		
		5	14	13	11	9	8	7	6					
6	13	12	10	8	7	6	5	3.5						
8	12	10	8	7	6	5	4	3						
10	11	9	7	6	5	4	3	2.5	2					
12	10	8	6	5	4	3	2	2	1.5					
15		6	5	4	3.5	3	2	1.5	1					
20		6	5	4	3	2.5	2	1.5	0.5					
25			4.5	3.5	3	2.5	2	1	0.5					
30			4	3	2.5	2.5	1.5	0.5						
40					2.5	2.5	1.5	0.5						
50						3	2	1	Base					
60						3	2	1						
70							2	1						
80							2.5	1.5		0.5	1	1.5		
100								2.5	1	1.5	2			
120									1.5	2	2.5			
140									2	2.5	3			
160									2.5	3	3.5			
180									3	3.5	4			

◎本表記載以外ノ寸度品ニテモ製造可能ノモノハ註文差支ナシ

(昭和十一年五月十四日公報(部内限)別紙)

別表第四

1031

海軍航空機用デュラルミン鋳値増表

種 別 鋳 徑 $\frac{m}{m}$ 以上	鋳 { 丸頭 平皿 皿頭 頭 }(形=付四)	備 考
2	6.00	
2.5	5.00	
3	3.00	
3.5	2.00	
4	2.00	
5	1.00	
6—8	.50	
9	Base	

◎本表記載以外ノ寸度品ニテモ製造可能ノモノハ註文差支ナシ

(昭和十一年五月十四日公報(部内限)別紙)

別表第五

デ ュ ラ ル ミ ン 型 材 値 増 表

1032

種 別 厚 ^m /m	山型型材(A)		種 別 厚 ^m /m	其他型材 (B) (註=付四)	備 考
	┌型 (註=付四)	┐型 (註=付四)			
			0.5 未 満	7.50	◎(A)(B)共既=型設備アルモノ=限リ適 用ス ◎山型型材以外ハ(B)=依ル ◎山型型材 ┌型ハ┐型材ヲ示ス ┌型ハ┐型材ヲ示ス
0.5 以上	3.50		0.5 以上	7.00	
0.7 "	2.50	4.00	0.6 "	6.50	
1 "	1.50	3.50	0.7 "	6.00	
1.51 "	1.00	3.00	0.8 "	5.50	
1.71 "	.50	2.50	0.9 "	5.00	
2 "	Base	1.00	1 "	4.50	

◎本表記載以外ノ寸度品ニテモ製造可能ノモノハ註文差支ナシ

(昭和十一年五月十四日公報(部内限)別紙)

1033

様式甲

番 號

昭和 年 月 日

發 註 元 名

會 社 御 中

海軍航空機用デュラルミン材註文書

購 買 番 號		納 入 場 所	
用 途		納 期	

品 名	寸 度	數 量	單 價	代 價	記 事
			円	円	

(昭和十一年五月十四日公報(部内限)別紙)

1034

様式乙

監督官經由

番 號

昭和 年 月 日

受 註 會 社 名

註 文 先 御中

海軍航空機用デュラルミン材注文承諾書

東監（阪監）番號

購買番號		納 期	
注文年月日			
用 途		納入場所	

品 名	寸 度	數 量	單 價	代 價	記 事
			円	円	

備考 指定納期内=引受ケ難キトキハ希望納期ヲ納期欄=記入スルト共ニソノ理由符箋ノコト

(昭和十一年五月十四日公報(部内限)別紙)

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

海軍公報

(部内限) 第二千三百三十一號

海軍大臣官房

昭和十一年五月十五日(金)



官房第二三三七號

左記ニ依リ海軍砲術學校ニ於テ臨時游泳術講習ヲ施行ス

左記第三號ノ講習員ヲ派遣スベシ

追テ所屬長官ハ派遣員ノ官氏名ヲ五月二十五日迄ニ報告スルト共ニ海軍砲術學校長ニ通報スベシ

昭和十一年五月十五日

海 軍 大 臣

記

一 講習ノ目的

各部ニ於ケル游泳術ノ實地指導者タルベキ下士官ニ游泳術ニ關スル智識及技能ヲ修得セシムルニ在リ

二 講習期間

昭和十一年六月五日ヨリ六月十九日迄

三 講習員

游泳術ニ長ズル下士官ニシテ昭和十二年十月迄ニ現役満期トナラザル者ノ中ヨリ左ノ通選抜スルモノトス

横須賀鎮守府

適宜

吳鎮守府

五名

佐世保鎮守府

四名

舞鶴要港部

三名

大湊要港部

二名

四 旅費

横須賀以外ノ地ヨリ派遣ノ講習員ニ對スル旅費ハ講習開始前日横須賀着終了當日出發トシ請求ヲ俟テ別途配付ス但シ講習中ハ校内ニ起臥セシメ糧食ヲ給シ日當一日十五錢ヲ支給ス

海軍公報(部内限) 第二千三百三十一號 昭和十一年五月十五日

二五七

海軍公報

(部内限) 第二千三百三十二號

海軍大臣官房

昭和十一年五月十六日(土)

○ 令 達

官房機密第一三三三號

左記ニ依リ海軍航海學校ニ於テ航海術(氣象)臨時講習ヲ施行ス左記第三號ノ講習員ヲ派遣スベシ

追テ所屬長官ハ派遣員ノ官氏名ヲ六月七日迄ニ報告スルト共ニ海軍航海學校長ニ通報スベシ
昭和十一年五月十六日

海 軍 大 臣

記

一 講習ノ目的

各部ニ於ケル氣象作業員タルベキ初級士官及下士官兵ニ氣象作業ノ實地技能ヲ修得セシムルニアリ

二 講習期間

- (一) 士官 昭和十一年六月十五日ヨリ昭和十一年六月二十四日迄
- (二) 下士官兵 昭和十一年六月十日ヨリ昭和十一年六月二十四日迄

六月三十日迄

三 講習員

(一) 士官

第二艦隊 兵科中少尉 二

(二) 下士官兵

普通學ノ素養高キモノニシテ將來氣象ノ要務ヲ執ラシムルニ適當ナル性能學力ヲ有スト認ムルモノ且昭和十二年十一月迄現役滿期トナラザル兵科又ハ航空科ノ中ヨリ左ノ通選拔スルモノトス

横須賀鎮守府

下士官又ハ兵二(成ル可ク) 高電信 三

吳鎮守府

下士官 兵 一

佐世保鎮守府

下士官 兵 二

海軍公報(部内限) 第二千三百三十二號

昭和十一年五月十六日

二五九

四 旅 費

横須賀以外ノ地ヨリ派遣ノ講習員ニ對スル旅費ハ講習開始前日横須賀着、終了當日出發トシ海軍内國旅費規則第四十一條ノ規定ニ拘ラズ目的地着ノ翌日ヨリ同地發ノ前日迄昭和五年官房第二三八七號別表第五ニヨリ之ヲ支給スルコトトシ請求ヲ俟ツテ別途配付ス但シ下士官兵ハ校内ニ起臥セシメ糧食ヲ給シ日當一日金拾五錢ヲ支給ス

○ 辭 令

(各通) 海軍造船大尉 富田 範郎
海軍造船大尉 坪田 隆平
上海へ出張ヲ命ス(海軍省)